## 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における調査基準価格の算出方法

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知)の2(3)の業種区分により、以下のとおり算出する。

また、1つの外注する業務の中に複数の業種が混在する場合(林道・治山の実施設計における「測量」と「建設コンサルタント(土木関係)」の組み合わせや地すべり機構調査における「測量」と「建設コンサルタント(土木関係)」と「一般調査」の組み合わせなど)は、それぞれの業種区分に応じ調査基準価格を算出した上で、合算し調査基準価格とする。

							【参考】主な業務
業種区分					下	上	(外注業務内容で
					限	限	適宜組み合せる)
測量	直接測量	測量調査費の	諸経費の額に <u>10 分</u>	-	10 分	10 分	測量
	費の額	額	<u>の5</u> を乗じて得た額		の 6	の 8.2	
建設コンサルタント(建	直接人件	特別経費の額	技術料等経費の額	諸経費の額に 10	10 分	<u>10 分の</u>	
築関係)及建築士	費の額		に 10 分の 6 を乗じ	分の 6 を乗じて	の 6	<u>8.1</u>	
事務所			て得た額	得た額			
建設コンサルタント(土木	直接人件	直接経費の額	その他原価の額に	一般管理費等の	10 分	<u>10 分の</u>	施設設計、流域別調
関係)及計量証明	費の額		10 分の 9 を乗じて	額に <u>10分の5</u> を	の 6	<u>8.1</u>	査、全体計画、地す
			得た額	乗じて得た額			べり解析など
地質調査(一般調	直接調査	間接調査費の	解析等調査業務費	諸経費の額に <u>10</u>	3分	10 分の	ボーリング、地すべり
査を含む。算定は	費の額	額に 10 分の 9	の額に 10 分の 8 を	<u>分の 5</u> を乗じて	の 2	8.5	移動量調査のみで
)		を乗じて得た	乗じて得た額	得た額			解析をしないもの
		額					
土地家屋調査、補	直接人件	直接経費の額	その他原価の額に	一般管理費等の	10 分	<u>10 分の</u>	
償コンサルタント、不動産	費の額		10 分の 9 を乗じて	額に <u>10分の5</u> を	の 6	<u>8.1</u>	
鑑定及び司法書士			得た額	乗じて得た額			

- (注) 業種区分の建設コンサルタント(土木関係)の 直接経費の額については、労務費を含む。
  - 1 表の から までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。 ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とする。
  - 2 一つの外注する業務については、その業務内容を業種区分に応じ区分し、業種区分毎に調査基準価格を算出 ( 1)した上で合算し、外注業務の調査基準価格とする。